郷土の散歩

10 村の変遷 和納地区

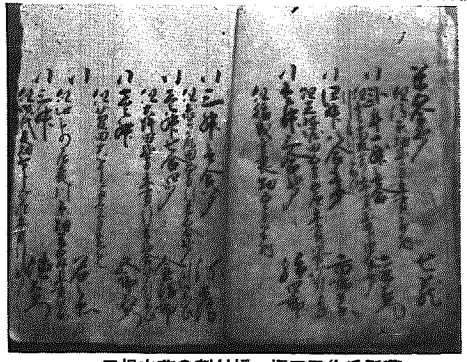

三根山藩の割付帳・福田己作氏所蔵

和納の上古の沿革は明確に知ることができないが、最初は彌彦山及び以北の石瀬、岩室、角田等の山脈に沿える東面に多少の田園ありしものの如きもその大部分は湾に浜する遠浅の蒲の生えた池や沼等であったであろう。上古の末迄に古書に現われた地は、如名（わな）砂子塚、黒鳥等である。古事記に垂仁天皇の御宇、山辺の大帥が鵠を追うて、いまの紀伊の国より播摩、因幡等の諸国をすぎ、高志すなわち、越の国の和那美の水門に綱をはり、其の鳥をとりて持ち行き献ったその因縁により同地を和那美の水門と言えることがしるされている。紀元六百五十五年前後と思われ、今より二千六〇〇年前後と推察される。和納の文字が用いられし年代は、定やかでないが楞厳寺略縁記に、天暦九年桜の花を詠った、御詠歌に見ることができる。成務帝の時代深江国に属し大化一年、国郡制定に当り越国の域内に入り、天務帝十四年（六六五年）東山道越中国蒲原郡に属す。蓋し天武の朝まだ、蒲原の文字は用えず、古記には加未波良と記され、続日本記、桓武天皇延暦三年十月の条に『越後国蒲原人、三宅連笠雄麻呂蓄稲十万積而……』とあるを初めとす。天暦九年、村上帝の皇子桃井親王主従六人の巡下あり、当地に節を止めて、首楞厳院を創め、文化を移入しこの地方の文化の発達に大いに貢献したものと思われる。砂子塚の悪童、後の大江山の快傑酒呑童子、国上山に雛僧たる以前、当時に師を求めて修業したと言われているが推察するに足らず、承元（一二〇九年）福成寺、文化年間には、稲場尻村（現巻町安尻）に願善寺起り、延徳年間には、本町（現吉田町）広海寺が創建せられ文教益々発展した。保元平治の大乱後、主権は下に移り、藤原氏の摂政、関白になり、また、武門武士に移り、北条、足利の末世に至るまで、所在の豪族により分割所領を常とするが、当地は、神領たるによって僅かに免がれる。

足利氏の末に至りては上杉氏の支配を受けた。然るに慶長三年、上杉景勝が会津へ移封により、神領委を奪われ、堀左衛門尉秀治所領となり、同十三年（一六〇七年）堀氏、信州飯田に移封の後家康の第六子越後少将忠輝に領せられ、まもなく忠輝国政不取締のため元和三年領地没収断絶、翌年長岡城主牧野氏の封土となる。

寛永十一年、藩主駿河守忠成、幕府の許可を四男、播摩守定成を蒲原郡の内、高六千石を分封し三根山藩と称し、上和納、高橋、安尻、長右ェ門新田、富岡をこれに附し、上和納に衛署を置いたが、享保年間に至って廃止された。慶安二年（一六四九年）長岡牧野氏の検地あり（富岡は元禄七年）

一、上和納　一千五二二石二斗
一、安引　四五八石三斗
一、高橋　三三五石八斗
一、長右ェ門新田（津雲田）三一三石八斗
一、富岡　一七〇石二斗
一、原村　三七〇石一斗
一、本町村　六〇四石二斗
一、下和納　五三七石二斗

萬治二年、長右ェ門新田村、江浦草田村（つくもだ）と改め、元禄十年更に津雲田村と改め、宝永五年（一七〇八年）原村三根山領に附す。明治元年八月、本町村新潟民政局の支配に属し同年十二月、水原府の所轄となり、出雲崎民政局の支配に属し、同二年曾根民政局支配となり、同三年、新潟県の所轄となり、四年廃藩置県により、全村、新潟県の管轄となり、同八年大小区制実施されるにより第三大区、小二区になり、同十二年、郡区編正により西蒲原郡に属し、上和納、本町は各々独立村、下和納安引は合併し、高橋、富岡は桜林と合し、津雲田、原と合し組合村となり、同十七年町村区域更正により、上和納、原、本町、下和納安尻の五ヶ字合して和納村と称した。高橋、津雲田、富岡は馬堀村に属す。同二十二年自治制施行の際本町、原二ヶ大字は鴻巣村に附す。再度三十四年、行政区画改正により、鴻巣村が吉田村に移り、昭和三十五年岩室村に合併するまで八ケ字を併せて和納と称していた。

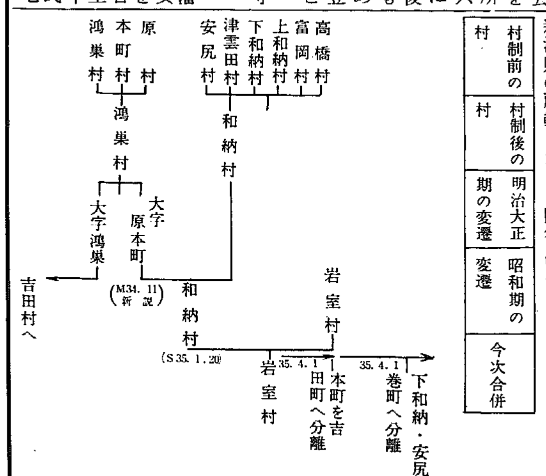

「中元用のたばこ」は村内から買いましょう。

村の歩みを勉強しよう

役場庁舎移転に伴い、村の文化財室の設置が望まれているが、今後、文化財保護委員会の人達が、皆さんの家を訪れ、郷土史に関する聞き取り調査、そして皆さんの使い古した、農具がありませんか、それらはみな村の歴史を物語っています。それらを集めて、みなさんと村の歴史を知ってみようではありませんか、土器のかけら、家の納屋にあるボロボロの書類、ボロボロの衣類、これらはみんな村の年輪があります。みなさんの家にそれらのものがありましたら公民館までご連絡下さい。

民謡研究会結成

和納民謡研究会（わなみ会）が結成されました入会希望者は公民館へ申込み下さい。

責任者　池上栄三郎

おめでた おくやみ

7月20日まで

出生の部

氏名	出生月日	保護者	部落
青木まり子	6・3	勝	樋曾
鈴木豊昭	6・16	豊	石瀬
竹内英明	6・15	英機	和納五区
相沢浩征	6・29	征支郎	和納二区
堀川秀美	6・17	徳司	和納六区
川崎寿美子	6・22	恵知朗	夏井
佐藤裕子	6・24	多通男	和納二区
柿島久美子	7・1	昭夫	和納七区
山田薫	6・30	喜一郎	西中
稲葉かおり	7・5	昭祐	石瀬
岡本満	6・19	繁	間瀬六区

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
堀川末松	63	7・3	本人	石瀬
渡辺直市	68	7・6	本人	岩室
向井ヤイ	46	7・7	粂治	石瀬
大森キミ	87	7・14	五郎	西船越
中村ソヨ	79	7・1	長太郎	間瀬七区

『新天地（ブラジル）で希望を燃やしている彼を信頼して……』嫁ぐミチ子さん

嫁入り道具は、鍬鎌携えて

＝農村になぜ嫁がこないか＝が大きな農村地帯における大きな社会問題になってきており、各方面から対策がねられ、『農家の嫁キキン』解消にヤッキとなっているが、異国ブラジルへ移民している、西船越小林三勇治さん三男、竜夫君（二三）のもとへ、『新天地で希望を燃やしている、彼を信頼して……』と嫁ぐ娘さんがいる。長岡市、佐藤ミチ子さん

岩室の若い女性も農家をいやがり都会に出ていく傾向にある中に、こんな良い女性がいたのかと、部落の皆さんも絶称しており彼女の前途を祝している。村の若い女性も、もっと、農業に希望を持つべきだとの声が村内のあちこちにささやかれている。

『狭い日本から抜出して、広大な大陸で思いきって、活躍してやろう。』と大きな希望を持って、巻農卒業後、昭和三七年七月、新天地で希望を果たすべく『さんとす丸』でブラジルに出発、活躍の場所はサンパウロ市近郊にある、小川農園（経営者小川俊二、西船越出身、昭和八年移住）で同君は、まじめでがんばり屋の郷土精神を発揮し活躍している。現地で、モモ、ビワ、ミカン類を栽培し小川さんの期待にこたえて原地人を使いながら、防除や収穫と大活躍し『将来独立するためにも、働き者のおヨメさんを……』と願っていたが、日本と同じく農家の嫁キキンで、"ブラジルから"おヨメさん開拓部隊を本国に派遣されているのが現状である。故国から遠ざかり、異国での生活が不安……それを乗りこえ彼のもとへ……、佐藤さんは長岡市で事務員として働いており、ペンを重い鍬に変えての一八〇度の転換だけに決意もかたく、船越の小林さん宅へ、田植、苺、堆肥運びと、手伝に訪れその働きぶりも、部落民の賞賛の的、「ウチのセガレのヨメもあのような、人を…」と年ごろの長男を持つ親をヤキモチさせている。嫁入り道具も鍬、スキ、鎌と農具も充分買い入れ、十月の出発の日を待っている。＝村の若き女性よ村に残り、そして、新しい農業経営に生きよう＝おめでとう佐藤ミチ子さん。

小林ミナさん談（竜夫君母親）、農家の嫁キキンは困ったものだ。うちの子供達はどの子も、皆んな農業をやだという子はいない。そして長男の嫁、竜夫の嫁と、皆んな農業を心から好きだ。朝から晩まで働いてもイヤな顔しない。ミチ子は自慢できる嫁だ。

印紙税法全面的に改正

印紙税法が全文改正され昭和42年7月1日から実施されています。

改正前の印紙税法は、明治32年制定されたもので、条文も簡単で、はたして印紙税がかかるかどうか、明確でない点があるという批判もあり、また、違反事件はすべて罰金を課することを建前としていることなどから、改善を要望する意見がありました。

一方、十円の定額税率および、三千円の免税点は、昭和29年以来据置かれていて、その後の物価水準の上昇から考えてみても、いずれも低すぎ、この際、全文改正をして、印紙税のかかる文書を、法律上明確にするとともに、最低税率を二十円に、主な免税点を一万円に、それぞれ引き上げることとし、収入印紙のはり忘れ、消印もれなどについても過怠税が課せられることになりました。

例1受取書の収入印紙
旧法　三千円以上十円
新法　一万円以上二十円
注　受取書の中には、仮受取書や、レジスターの買上票も含まれますから御注意下さい。

例2不動産などの売買契約書賃貸借証書や、金銭借用書などの収入印紙。
旧法記載金額のないもの　二十円
三万円以下　二十円
十万円以下　六十円
五十万円以下二百円
百万円以下　三百円
五百万円以上　千円
新法一万円未満　非課税
十万円以下　五十円
五十万円以下二百円
百万円以下　五百円
五百万円以上　千円
注　譲渡や貸借証と同じ分類になっていた、請負に関する契約書は区分が別になりました。
新法一万円以下　非課税
百万円未満　二十円
二百万円以下二百円
三百万円以下五百円
五百万円以上　千円

例3買物通い帳（一年一冊以内）
旧法　二十円
新法　四十円

例4判取帳（一年一冊以内）
旧法　二百円
新法　四百円

収入印紙をはらなければならない証書や帳簿（課税文書という）については、印紙税法の別表第一に第一号から第二十五号までに分類されています。

家屋の新改築や取壊しは 役場へ連絡を

近年、建物の新増改築取壊しが盛んに行なわれておりますことは、喜ばしいことであります。

不動産取得税（県税）や固定資産税（村税）に、直接関係あることは、御承知のとおりであります。

地方税法や県税条例に、申告の義務が定められていますが、自発的な申告は殆んどなされていない現状です。

家屋を新築、増改築される場合は、村長を経て県へ申告することになっています。

正当な事由がなく申告しなかったり、虚偽の申告をしたりすると、三万円以下の過料を課せられるような規定さえあります。

85㎡以下の新築家屋に対する固定資産税の減額（三年間半額）の規定も、これらの申告がなされないと適用されません。

又建物を建て替えたり、取壊したりして規模が少なくなっても、尚、従前の税が課せられたりしますので建物の状況に変動があった場合には、なるべく早く役場の税務課へ相談して下さい。電話（一二二三番）でも結構です。

住民のみなさんと役場が密接な連絡をとりながら常に、正しい課税がなされるようにしたいものであります。

水のシーズンです!! 防ごう子供の水死事故

ことしも四月から「子供を水から守る運動」が実施されております。

本格的な夏をまたず今年も春先から水死事故があとを絶たず県内では六月二十九日現在六十四名の死者がでています。巻警察署管内でもここ数年左表のとおり水死事故が相次で発生しています。水死事故の約半数は二才以下の幼児のひとり遊びや、こども同志の遊びなどによる転落死で四月から八月にかけて一番多く発生しています。

このため一人々が「幼児を一人で遊ばせない危険の所に対する防護措置の徹底、監視体制の徹底などについて認識し「朝の笑顔が夕に白骨となる。」こんな悲劇が私たちの家庭に起らぬよう、みんなで注意しましょう。

年別＼管内	巻町	吉田町	西川町	潟東村	中ノ口村	岩室村	弥彦村	計
37	4	2	1	1			1	8
38	1	1	2	1				6
39	1		1		2			4
40					1			1
41		1	2	1	1	2		7
計	6	4	6	3	4	2	1	26